○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三並びに旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第三号及び第六十三条の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百四十五号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

観光庁長官　田村明比古

平成十九年国土交通省告示第四百四十五号等の一部を改正する告示

（平成十九年国土交通省告示第四百四十五号の一部改正）

第一条　平成十九年国土交通省告示第四百四十五号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第三号の規定に基づき観光庁長官が定める区域は、次に掲げる区域とする。 一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。）に存するときは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。 イ　双方の市町村の区域が同一都道府県の区域内又は隣接する都道府県の区域内に存し、かつ、いずれかの市町村の区域が半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域に存すること。 ロ　双方の市町村の区域が次に掲げるもののいずれかに該当すること。 (1)　愛媛県松山市及び山口県大島郡周防大島町 (2)　愛媛県松山市及び山口県柳井市 (3)　愛媛県西宇和郡伊方町及び大分県大分市 (4)　愛媛県八幡浜市及び大分県別府市 (5)　愛媛県八幡浜市及び大分県臼杵市 (6)　高知県宿毛市及び大分県佐伯市 (7)　山口県周南市及び大分県国東市 (8)　福岡県大牟田市及び長崎県島原市 (9)　長崎県雲仙市及び熊本県玉名郡長洲町 (10)　長崎県島原市及び熊本県熊本市 (11)　長崎県南島原市及び熊本県天草市 (12)　長崎県長崎市及び熊本県天草郡苓北町	旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき観光庁長官が定める区域は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域とする。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。）に存するときは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。 一　双方の市町村の区域が同一都道府県の区域内又は隣接する都道府県の区域内に存し、かつ、いずれかの市町村の区域が半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域に存すること。 二　双方の市町村の区域が次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ　愛媛県松山市及び山口県大島郡周防大島町 ロ　愛媛県松山市及び山口県柳井市 ハ　愛媛県西宇和郡伊方町及び大分県大分市 ニ　愛媛県八幡浜市及び大分県別府市 ホ　愛媛県八幡浜市及び大分県臼杵市 ヘ　高知県宿毛市及び大分県佐伯市 ト　山口県周南市及び大分県国東市 チ　福岡県大牟田市及び長崎県島原市 リ　長崎県雲仙市及び熊本県玉名郡長洲町 ヌ　長崎県島原市及び熊本県熊本市 ル　長崎県南島原市及び熊本県天草市 ヲ　長崎県長崎市及び熊本県天草郡苓北町
二　地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」という。）の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域を除く。）。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。 イ　旅行の発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が自らの営業所の存する市町村の区域内のみにあること。 ロ　旅行の発地が自らの営業所の存する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること。	（新設）